

## 第5章 災害防止の概要

## 第5章 災害防止の概要

安全衛生については労働安全衛生法、同規則をはじめ各作業規定等が定められている。法的な規制により義務的に安全を確保する対応である。

労働安全衛生法は災害防止の最低基準を事業者に示しているものであるが、災害が減少してきた今日ではさらに基準を超えた職場の実態に合った取り組みが必要となっており、そのため労働省は安全管理者に取り組みを計画的に推進できるよう1998年までに7つのセーフティーアセスメントを提供している。加えて、平成11年度4月より安全衛生規則24条の2を加え、安全衛生マネジメントシステムに関する指針が公表された。今までの安全パトロール、安全診断、ヒヤリハット活動、危険予知活動などから、さらに危険性のレベル評価を体系的に実施することとを推進するものである。

これらの活動は災害防止のため、法的な規制による義務的なものに加えて事業所自ら管理監督・責任を持つ取り組みを促し、職場の危険要因の洗い出しや排除により安全な職場作りを推進しようとするものである。

### 第1節 安全に対する昨今の流れと雇用・能力開発機構の取組

#### 1-1 労働衛生安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）※2について

厚生労働省では、事業者が労働者の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動を促進することを図るため、平成11年に労働安全衛生マネジメントシステムの指針を公表した。

機構の、OSHMSについての取り組みとしては、平成14年度安全衛生対策プロジェクトにおいて、京都府・滋賀県地区のメインテーマとしてOSHMSの構築を設定して、取組を行い、全国に対しその成果を報告書の形で発信した。（平成14年度安全衛生対策プロジェクト実施結果報告書）平成15年度についても、引き続き、栃木県・群馬県・埼玉県地区のメインテーマとしてOSHMSの構築を設定し、取り組んでいる。また、機構の安全衛生に関する年度方針である「平成15年度 安全衛生の推進について」の中では、「施設安全衛生会議で以下の具体的な施策を勘案した年度計画を策定し、実施・評価・改善までの一連の流れを確実に推進すること。」とうたい、施設において安全に対するPDCAの流れを行うこととしている。

また、OSHMSでは、危険又は有害要因等を把握することが重要とされており、その有効な手法としてリスク・アセスメント※3が提唱されている。機構のリスクアセスメントの取り組みとしては、上記プロジェクトでの実施に加え、平成15年度の新規採用職員研修の中でリスクアセスメントに関する研修を行った。

#### 1-2 ゼロ災運動について※4

中央労働災害防止協会（中災防）では、平成15年度から向こう5年間を計画期間とするゼロ災運動第7次推進計画を策定した。計画の主な改訂としては、「ゼロ災運動とOSHMSとの一体的運用」が初めて、ゼロ災運動の基本方針とされたことである。

機構のゼロ災運動の取り組みについては、平成3年度安全衛生対策プロジェクトでの「ゼロ災害を目指しての取組」を初めとして、毎年度の安全衛生対策プロジェクトのテーマとして、ヒヤリ・ハッ

ト、指差呼称、4S（整理・整頓・清潔・清掃）等による安全対策を行ってきた。平成14年度から平成15年度の安全のサブスローガンには「危険予知」を掲げ、平成14年度に作成した安全衛生研修マニュアルの中では、危険予知訓練の具体的な取組方法をうたい、平成15年度AGネットセミナーにおいては、ヒューマンエラーの防止と対策について研修を実施した。平成16年度は、引き続きゼロ災運動についての取組を進めるため、AGネット等を通じて危険予知訓練等をテーマに研修を行う予定である。

### 1-3 全国産業安全衛生大会への参加推進

中央労働災害防止協会が主催し、安全衛生に関する講演やシンポジウム、事業場における安全衛生についての研究成果や改善事例の発表の場になっている全国産業安全衛生大会への積極的な参加を、毎年全国の施設に対し、案内文書等（パンフレット等含む）を送りお願いしている。平成15年度については、10月29日から3日間、名古屋市総合体育館レインボーホールに、全国から約12,000人の安全衛生関係者が集い、第62回全国産業安全衛生大会が開催され、機構からは、6施設14名が参加した。参加した職員からは、「来年はぜひ自分たちで他に誇れる安全対策等を行い全国産業安全衛生大会で発表したい」との意見も提案された。平成16年度は、10月27日から3日間、大阪市で行われる。職員の安全意識の向上を図るためにも積極的な参加を推進するものである。

#### ※2

##### 労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）

事業者が労働者の協力の下に、計画P—実施D—評価C—改善Aという一連の過程を定めて、連続的かつ継続的な安全衛生管理を自主的に行うことにより、事業場の労働災害の潜在的危険性を低減し、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的とする安全衛生管理に関する仕組み

#### ※3

##### リスク・アセスメント手法

平成11年に労働安全衛生マネジメントシステムの指針の6条における「危険又は有害要因を特定」する場合の必要に応じ用いられる手法

#### ※4

##### ゼロ災運動

人間尊重の理念に基づき、全員参加で安全衛生を先取りし、一切の労働災害を許さずゼロ災害、ゼロ疾病を究極の目標に働く人々全員が、それぞれの立場、持ち場で労働災害防止活動に参加し、問題を解決するいきいきとした職場風土づくりをめざす運動